

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項（第五項本文、第六項後段）の規定によつて、次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、西部県税事務所長から報告があつた。

平成二十六年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 （氏 名） 称	主たる事務所又は 事業所の所在地は	取 消 年 月 日
大洋石油販売 株式会社	福山市千田町三丁目六二番一―号	平成二五年二月一日